

	第	号
	令和	年 月 日
殿		
税務署長		
④		
継 続 必要行為の 通知書 継続拒否		
令和 年 月 日付で申請のあった 番 の体験製造場における必要行為		
の継続については、 下記により継続することを認めることとしました 下記理由により認めることができません ので通知します。		
記		

記載要領

- 1 必要行為の継続を認める場合は、次の記載例による。
- (1) 必要行為の継続指定期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(2) 上記の製造場において継続することができる行為は、承認取消し（失効）時にその製造場に現存する酒類の半製品の製造及びその製造した酒類の販売並びに承認取消し（失効）時にその製造場に現存する酒類の販売とする。
- 2 必要行為の継続を認めない場合は、その理由を記載し、不服申立て等についての教示文を添付する。